平成３０年（フ）第７２１号
千葉市美浜区高浜１丁目２番８棟304号
債務者　千葉　　滋
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　響子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７５２号
千葉県船橋市西船２丁目26番１―104号
債務者　組村　佳美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　さち
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９号
秋田県鹿角市花輪字久保田72番地５芦野荘６号室、前住所秋田県鹿角市花輪字稲荷川原16番地
債務者　田島多津雄
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第７７５号
千葉県市原市海士有木1523番地
債務者　根立　　裕
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮腰　直子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２４号
神奈川県南足柄市和田河原802番地１　若宮ハイツ坂下103
債務者　森實　芳仁
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６９３号
千葉市美浜区真砂３丁目13番９棟404号
債務者　木村　祐紀
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　俊一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５５号
高知県安芸郡安田町正弘686―３、住民票上の住所神奈川県厚木市妻田東１丁目６番55―502号
債務者　上総　　均
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７１４号
千葉県船橋市宮本６丁目22番４号　チェリーハイツ102号
債務者　武田　行夫
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　大介
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５２３号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番６棟108号
債務者　森　　亜希（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　到
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６９６号
千葉市緑区誉田町２丁目24番地１　サンベルテⅣ202号
債務者　長尾　明男
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７７７号
千葉県市川市八幡２丁目13番３―701号　（ソル　レヴァンテ本八幡）
債務者　釜賀　尊裕
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６８６号
千葉県市原市村上1334番地８
債務者　小林　一輝
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７４４号
千葉県市川市北方町４丁目1996番北方第一団地１号棟1201号、住民票上の住所千葉県市川市北方町４丁目2109番地　（シティハイムコスモⅠ―102号）
債務者　幸田　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮西　宏和
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７８０号
千葉県市川市幸１丁目13番11号　（行徳ガーデンハイツＦ）
債務者　手島　博志
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　裕樹
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係